

所沢地区救急医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 所沢地区（所沢市、狭山市及び入間市）における救急医療体制の円滑な運営及び関係機関との連絡調整等、救急医療に関する諸問題を協議するため、所沢地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 第二次救急医療体制の整備、運営に関すること。
- (2) その他救急医療に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、協議のため特に必要がある場合はその者の指名する者を委員とすることができる。

- (1) 市長
- (2) 医師会長
- (3) 第三次救急病院の管理者
- (4) 周産期母子医療センターの管理者
- (5) 地域医療支援病院の管理者
- (6) 小児救急医療支援病院事業参加病院の管理者
- (7) 所沢市市民医療センターの管理者
- (8) 消防長
- (9) 保健所長

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 役員（会長及び副会長）の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。
- 3 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、所沢地区を所管する保健所に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。